

令和6年10月31日

北九州ブロックのタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和6年10月30日、北九州市の北九州第一交通株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、北九州ブロック（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（7割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

1. 要請者

事業者名：北九州第一交通株式会社

住 所：福岡県北九州市小倉北区下富野3丁目9番3号

2. 運賃改定要請の概要（普通車要請分を抜粋）

【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃
普通車	1. 6kmまで 850円

車種区分	現 行 運 賃
普通車	1. 6kmまで 770円

【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃
普通車	250mまで 80円

車種区分	現 行 運 賃
普通車	280mまで 80円

（※1）北九州ブロック（運賃が適用される地域）

北九州市、中間市、遠賀郡

（※2）北九州ブロック 事業者数及び車両数（令和6年10月30日現在）

事業者数：55者

車 両 数：2, 107両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：佐藤、是久

電 話092-472-2527



九州運輸局